

**え～？業務指示だが断ることは出来る！！  
運転科長の梅ちゃんが明言！！**

**みなさん、在宅日勤の呼び出しは断ることが出来ますよ！！**

今、職場ではコロナ感染者と濃厚接触者が増大し、在宅日勤者の勤務変更が常態化しています。そもそも在宅日勤とは、感染防止のため自宅で学習することが目的なのです。乗務しない通常の日勤勤務と同じ扱いなのです。それを、現場では「支社が問題ない」と言っているからという理由で、乗務させているのです。組合員が、問題があると運転科長に問いただした所「基本的には業務指示だが断ることが出来る」と回答しました。

**在宅日勤は乗務が前提ではない！！**

**在宅日勤を乗務に変更することは、就業規則第55条に違反する！！**